

本多上野介正純公を学ぶ市民の会 会 則

(名 称)

第1条 この会の名称は「本多上野介正純公を学ぶ市民の会」とする。

(所 在 地)

第2条 この団体の所在を 秋田県横手市条里一丁目1番64号 に置く。

(目 的)

第3条 会は、近世横手の地に配流された本多上野介正純公にまつわる歴史などをたどるとともに、かつて本多正純公が治めた宇都宮などの地とさまざまな交流を図ることを目的とする。

(組 織)

第4条 会は、前条の目的に賛同する団体および個人からなる会員をもって組織する。

(事 業)

第5条 会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本多上野介正純公にまつわる歴史の検証
- (2) 宇都宮市などゆかりのまちとの交流
- (3) 本多上野介正純公に関連したまちおこし
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 会 計 1名

2 役員は総会で選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- 3 幹事は、幹事会に出席し、会運営の基本的事項を協議する。
- 4 監事は、会計の監査を行う。
- 5 会計は、会の出納管理を行う。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了日後であっても、次期役員が選任されるまでの間は、その職務をおこなわなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会に諮って会長が委嘱する。

(参 与)

第10条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、総会に諮って幹事会が決定する。

(会 議)

第11条 会の会議は、総会および幹事会とする。

- 2 会議は会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

(総 会)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とし、全会員をもって構成する。また通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃に関する事業
 - (2) 事業計画ならびに予算および決算に関する事項
 - (3) その他会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第13条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会務の運営と執行に関し、特に協議を必要とする事項
- (3) その他会長が必要と認める事業

(事務局)

第14条 会の事務を処理するため、事務局を横手地域課内に置く。

(経 費)

第15条 会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第16条 年会費は、団体正会員を2,000円、個人正会員を1,000円とする。

(会計年度)

第17条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(設立年月日)

第18条 本会の設立年月日は平成16年10月16日とする。

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成16年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月19日から施行する。